

養子縁組届の記入例

例 筆頭者のみが養子となる場合（その配偶者は縁組しない）

婚姻の際、自己の氏を称する婚姻をした方（筆頭者）が養子となった場合は、縁組により養親の氏を称することになります。
* 記載例なら 湖東英雄 → 東近江英雄

その配偶者は婚姻の際、相手の氏を称する旨定めているので、養子となった方が養親の氏に変更した以上、婚姻の際の合意に従い配偶者の氏も変更することになります。
* 記載例なら 湖東成江 → 東近江成江

届出する年月日を記入してください。

養子縁組届

平成 年 月 日 出
滋賀県東近江市 長 殿

養子になる方が「男性」の場合、こちらにご記入ください。

養子になる方が「女性」の場合、こちらにご記入ください。

養子となる人の縁組前（現在）の本籍・筆頭者氏名を記入します。

父母が現在、婚姻しているときは、母の氏は書かないでください。また、離婚その他の事情で父母の氏が違うときは、変更後（現在）の氏を書いてください。

養子となる人の縁組後におく本籍を記入します。

氏名	湖東 英雄	養子になる人
生年月日	昭和52年7月14日	
住所	滋賀県東近江市八日市緑町10番地5号	
世帯主の氏名	東近江 一太郎	
本籍	滋賀県東近江市池庄町505番地	
筆頭者の氏名	湖東 英雄	
父母の氏名	父 湖東 庄一 母 湖東 愛子	
入籍する戸籍	滋賀県東近江市八日市緑町10番地	
新しい本籍	東近江 英雄	
届出人	湖東 英雄	

湖東

養子となる人の捨印

養子を筆頭者として養親の氏で新戸籍がつけられ、それと異なる養子の配偶者はその新戸籍に入籍します。

氏名	東近江 一太郎	東近江 弥生	養親になる人
生年月日	昭和20年12月13日	昭和22年11月8日	
住所	滋賀県東近江市八日市緑町10番地5号		
世帯主の氏名	東近江 一太郎		
本籍	滋賀県東近江市八日市緑町10番地		
筆頭者の氏名	東近江 一太郎		
届出人	東近江 一太郎	東近江 弥生	

養父の捨印

養母の捨印

東近江

東近江

養親の本籍・筆頭者をご記入ください

この養子縁組に同意する。養子の妻 湖東 成江 湖東 湖東成江は養子である夫 英雄の新戸籍に入籍する。成江の住所は夫と同じである。

配偶者のいる方が養子となる場合、夫婦の一方が単独で縁組できますが、配偶者の同意が必要です。別の用紙が「その他」欄に同意する旨を記入し、署名・押印します。

署名押印	滋賀 健一	滋賀 びわ子	証人
生年月日	昭和26年3月13日	昭和28年11月11日	
住所	滋賀県近江八幡市桜宮町236番地	滋賀県近江八幡市桜宮町236番地	
本籍	滋賀県近江八幡市桜宮町236番地	滋賀県近江八幡市桜宮町236番地	

証人双方の捨印

滋賀

滋賀

養子となる夫婦に子がいるケース
養子となる夫婦が氏を改めたことにより、その子と父母の氏が違う場合、子は父母が婚姻中に限り、「父母の氏を称する入籍届」により、家庭裁判所の許可を得ないで父母の氏を称する事ができます。

持参していただくもの

- ① 養子縁組届書(1通)
- ② 戸籍謄本(養親・養子の両方の謄本が必要です。)
* 東近江市に届出される場合 ー 本籍が東近江市なら不要です。
- ③ 印鑑(届出人である養子および養親) * スタンプ印は不可
- ④ 運転免許証・パスポート等 * 本人確認のため

必ず連絡先の電話番号をご記入ください。

証人として、当事者以外の2人の署名・押印(スタンプ印不可)が必要です。証人は、養子縁組の事実を知っている人で、20歳以上の方であれば、どなたでもかまいません。(ご家族、知人など)

電話(0748)24-1234番
自宅 勤務先・呼出